

土木関係建設コンサルタント業務の 総合評価方式による競争入札について(試行)

(総合評価方式の仕組みと技術提案の留意点)

令和7年4月

山口県土木建築部技術管理課

I 総合評価方式について

より安全で品質の高い社会資本整備を進めていくために、従来の「価格競争」から「価格と品質で総合的に優れた調達」に転換することを目指し、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（品確法）が平成17年4月に施行されました。また、令和元年6月14日施行の改正品確法においては、公共工事の品質確保を図る上では、工事に関する調査等（測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む）及び設計）についても、建設段階及び維持管理段階を通じた総合的なコストの縮減と品質向上に寄与するなど重要な役割を果たしているとして、工事と同様に法律の対象として位置づけ、基本理念及び受発注者の責務等の各規定の対象として追加されました。

山口県では、この改正品確法の趣旨を踏まえ、公共工事の品質確保に重要な役割を果たしている測量、地質調査及び設計等業務の成果の更なる品質確保を図るため、令和5年4月から業務委託において、企業や配置技術者の技術力と価格の双方を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を試行することとしました。

対象は予定価格が概ね2千万円以上かつ高度な技術力を要する土木関係建設コンサルタント業務のうち、発注者が選定した業務とし、技術的な工夫の余地が少ない業務は「簡易型」、技術的な工夫の余地がある業務は「標準型」を適用します。

II 総合評価方式の手続きについて

総合評価方式を適用する業務においては、入札参加者の当該業務の品質確保に対する技術的能力を評価するための資料（技術提案資料）を作成し、提出していただく必要があります。

型式ごとに技術評価に必要な資料（技術提案資料（評価項目））が異なりますので、現場説明書等を十分に確認して、提出資料の漏れや記載ミスなどがないようにご注意ください。

1 技術提案資料の作成及び提出

総合評価方式による場合は、指名通知の際にその旨を明示しますので技術評価に必要な資料（技術提案資料）を作成し、現場説明書に定める提出期限までに提出をお願いします。なお、総合評価方式にもかかわらず、技術提案資料が提出されない場合、入札は無効となります。

2 評価項目

総合評価方式の型式別の評価項目は原則として次表の項目を対象とします。評価項目の中には、個別業務ごとに設定する項目や評価対象が変わるものがありますので注意してください。

表 評価項目及び配点

凡例 「◎」：必須項目 「○」：選択項目 「★」：自己採点対象

評価の視点	評価項目	評価の細目	配点	簡易型	標準型	自己採点	備考
(1) 企業評価	①企業の技術的能力	過去10年間の同種業務の実績の有無	2	◎	◎	★	個別
		過去3年間の山口県又は国土交通省（中国地方整備局）発注業務における業務成績評定点のうち3件の平均点	6	◎	◎	★	
	②地域精通度	県内営業所等の常駐技術者数	1	○	○	★	
		災害対応業務の実績の有無	1	○	○	★	
(2) 配置技術者評価	③管理技術者の技術的能力	技術者の保有資格	2	◎	◎	★	個別
		過去10年間の同種業務の経験の有無	6	◎	◎	★	個別
		過去3年間の山口県又は国土交通省（中国地方整備局）発注業務における技術者評定点のうち2件の平均点	6	◎	◎	★	
		継続学習（CPD）の取組状況	1	◎	◎	★	
		手持ち業務の件数	1	◎	◎	★	
	④照査技術者の技術的能力（注1）	技術者の保有資格	1	○	◎	★	個別
		過去10年間の同種業務の経験の有無	1	○	◎	★	個別
		過去3年間の山口県又は国土交通省（中国地方整備局）発注業務における業務成績評定点のうち2件の平均点	1	○	◎	★	
(3) 実施方針等	業務の目的、条件、内容の理解度		10	◎	◎		
	実施フローの妥当性		5	◎	◎		
	工程計画の妥当性		5	◎	◎		
(4) 技術提案	的確性		10	—	◎		
	実現性		10	—	◎		個別

注1）照査技術者を配置しない場合は選択しない。

3 評価基準

総合評価方式の評価項目ごとの評価基準は原則として次表によります。なお、技術提案資料の記載内容に誤りが認められた場合、その評価項目は評価せず、加点無しとします。また、不適切と評価し、欠格となった項目がある場合は、総合評価の対象とせず、入札は無効とします。

(1) 企業評価

①企業の技術的能力（簡易型、標準型に適用）

評価の細目	評価基準	評価点	備考
過去10年間の同種業務の実績の有無	同種業務の実績がある	2	
	実績がない	0	
過去3年間の山口県又は国土交通省（中国地方整備局）発注業務における業務成績評定点のうち3件の平均点	80点以上	6	
	75点以上、80点未満	4.5	
	70点以上、75点未満	3	
	65点以上、70点未満	1.5	
	65点未満 又は実績なし	0	
評価点の最大計		8	

②地域精通度（簡易型、標準型に適用）

評価の細目	評価基準	評価点	備考
県内営業所等の常駐技術者数	常駐技術者数が10人以上	1	選択項目
	常駐技術者数が10人未満	0	
災害対応業務の実績の有無	災害対応業務の実績がある	1	
	実績がない	0	
評価点の最大計		2	

(2) 配置技術者評価

①管理技術者の技術的評価（簡易型、標準型に適用）

評価の細目		評 価 基 準	評価点	備 考
管 理 技 術 者	技術者の保有資格	①技術士（当該業務関連部門・選択科目） 〔メンテナンス関係業務：②に加えてME山口〕	2	
		②技術士（①以外）又はRCCM（当該業務関連部門） 〔メンテナンス関係業務：③に加えてME山口〕	1	
		③その他	0	
	過去10年間の同種業務の実務 経験の有無	同種業務の実務経験を有する	6	
		経験がない	0	
	過去 3 年間の山口県又は国土 交通省（中国地方整備局）発注 業務における技術者評定点の うち 2 件の平均点	80点以上	6	
		75点以上、80点未満	4.5	
		70点以上、75点未満	3	
		65点以上、70点未満	1.5	
		65点未満 又は実績なし	0	
	手持ち業務の件数	5件以下	1	
		その他	0	
	継続学習（CPD）の取組状況	各団体推奨単位以上を取得しており 継続教育の証明がある場合	1	
		取得していない	0	
評価点の最大計			19	

②照査技術者の技術的評価（簡易型、標準型に適用）

評価の細目		評 価 基 準	評価点	備 考
照 査 技 術 者	技術者の保有資格	①技術士（当該業務関連部門・選択科目） [メンテナンス関係業務：②に加えてME山口]	1	選択項目
		②技術士（①以外）又はRCCM（当該業務関連部門） [メンテナンス関係業務：③に加えてME山口]	0.5	
		③その他	0	
	過去10年間の同種業務の実務 経験の有無	同種業務の実務経験を有する	1	
		経験がない	0	
	過去3年間の山口県又は国土 交通省（中国地方整備局）発注 業務における技術者評定点の うち2件の平均点	80点以上	1	
		75点以上、80点未満	0.75	
		70点以上、75点未満	0.5	
		65点以上、70点未満	0.25	
		65点未満 又は実績無し	0	
評価点の最大計		19		

（３）実施方針等（簡易型、標準型に適用）

「実施方針等」については、発注者が設計図書（共通仕様書、特記仕様書等を含む）で示す業務目的や設計条件、業務内容等に基づき業務を履行する上で入札参加者が適切で確実な履行を行う能力を有しているかを確認するものであり、当該業務の目的、条件、内容の理解度や、業務手順を示す実施フローの妥当性、業務量の把握を示す工程計画の妥当性について評価します。

評価の細目		評価基準	評価点	備考
実施方針等	業務の目的、条件、内容の理解度	a. 業務の目的、条件、内容が記載されている場合に評価する。ただし記載内容が不適切である場合は欠格とする b. 業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。 c. 作成された資料が的確でよくまとまっており、業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合に優位に評価する。 d. 設計図書に記載されていない条件を設定している場合など、記載が的確でない場合は評価を減ずる。	10 ～ 0	
	実施フローの妥当性	a. 実施方針、実施フローの記載がある場合に評価する。ただし実施フローが不適切である場合は欠格とする。 b. 内容が明瞭で分かりやすく、業務実施手順を示す実施フローの妥当性が高い場合に優位に評価する。 c. 実施方針、実施フローが的確で作成された資料がよくまとまっており、妥当性が高い場合に優位に評価する。 d. 実施方針評価を減じた内容が実施フローに反映されている場合は評価を減ずる。	5 ～ 0	
	工程計画の妥当性	a. 工程表の記載がある場合に評価する。ただし工程計画が不適切である場合は欠格とする b. 内容が具体的であり、業務量の把握状況を示す工程計画の妥当性が高い場合に優位に評価する。 c. 工程表に必要な実施項目が的確に記載され、業務量に見合った工程計画となっており、妥当性が高い場合に優位に評価する。 d. 実施方針評価を減じた内容が工程表に反映されている場合は評価を減ずる。	5 ～ 0	
評価点の最大計			20	

※注意事項

- ①「本説明書の設計図面及び業務委託共通仕様書等に示された実施方法に従って履行する。」という記述は認めない。
- ②業務委託共通仕様書等に示された実施方法に従った履行であっても、当該業務の特徴等を踏まえ、具体的に記述すること。
 なお、業務委託共通仕様書等の当該箇所の転記や条項の引用は、差し支えない。
- ③発注者が設計図書で示す業務の仕様を超える提案があった場合、その提案は認めるが、それをもって優位な評価は行わない。

（４）技術提案（標準型に適用）

「技術提案」については、業務内容に応じて発注者が示す評価テーマに対する技術提案を入札参加者に求め、その提案が、業務の特徴を踏まえ、的確性及び実現性に優れた提案であるかどうかを評価するもので、評価テーマは、「地形」、「環境」、「地域特性」等に関して、業務ごとに設定します。

評価の細目		評 価 基 準		評価点	備考
評価テーマに対する技術提案	的確性	地形、環境、地域特性等の与条件との整合性	a. 地形、環境、地域特性などの与条件との整合性が高い場合に優位に評価する。ただし、与条件が反映されておらず整合性がない場合は欠格とする。 b. 地形、環境、地域特性などの与条件とそれに対する課題・問題点、その対策に関する記載があり、現地状況と記載内容が与条件と整合している場合に評価する。 c. 記載内容が曖昧でなく、的確かつ簡潔にわかりやすくまとめている場合に優位に評価する。	5 ～ 0	
		着目点、問題点、解決方法等の有効性	a. 着眼点、問題点、解決方法等が適切かつ論理的に整理されており、本業務を遂行するにあたって有効性が高いと見込まれる場合に優位に評価する。ただし、有効性が示されていない場合は欠格とする b. 着眼点や問題点、解決方法（案）について記載がある場合に評価する。 c. 必要なキーワードが網羅されており、内容が的確である場合に優位に評価する。	5 ～ 0	
	実現性	提案内容の説得力	a. 提案内容に説得力がある場合に優位に評価する。ただし、提案内容に根拠がなく説得力がない場合は欠格とする b. 地域特性や現地状況から見た具体的な記載があり、その内容が着眼点、問題点に対して具体的な解決方法の提案となっており、曖昧な部分がない場合に評価する。 c. 論理的にわかりやすく資料がまとめられ、ポイントを絞って的確に資料が作成されている場合に優位に評価する。	5 ～ 0	
		提案内容の裏付け	a. 提案内容を裏付ける類似実績などが明示されている場合に優位に評価する。ただし、提案内容の裏付けが明らかでない場合は欠格とする b. 提案の実現性について、曖昧な記述がなく、その根拠として類似実績が記載され、その実績が妥当である場合に評価する。 c. 提案の裏付けが的確に記載され、作成された資料がよくまとまっている場合に優位に評価する。	5 ～ 0	
評価点の最大計				20	

※注意事項

- ①「本説明書の設計図面及び業務委託共通仕様書等に示された実施方法に従って履行する。」という記述は認めない。
- ②業務委託共通仕様書等に示された実施方法に従った履行であっても、当該業務の特徴等を踏まえ、具体的に記述すること。
 なお、業務委託共通仕様書等の当該箇所の転記や条項の引用は、差し支えないとするが、一般的な記述にとどまっている場合は加点しない。

4 評価の方法

技術提案資料を受領後、次の手順により評価を行います。

(1) 評価値の算定

- ① 提出された技術提案資料の審査結果をもとに、入札参加者の技術評価点を算出します。技術評価点は評価項目ごとに当該評価項目の得点合計を当該評価項目の配点合計で除して得た数に当該評価項目の換算値を乗じて得た数の総和により求めます。
- ② 価格評価点は入札価格と入札書比較価格から算出された数に型式ごとの価格評価点の満点を乗じて算出します。
- ③ 技術評価点と価格評価点の割合は、標準型の場合は2：1、簡易型の場合は1：1とし、型式別の評価点は以下の表のとおりとします。
- ④ ①により算出した技術評価点と②により算出した価格評価点を足し合わせて各社の評価値を算出します。

技術評価点＋価格評価点 = 評価値 ⇒ 評価値が最高の者が落札者

技術評価点 = $\Sigma \left(\frac{\text{評価項目ごとの得点合計}}{\text{評価項目ごとの配点合計}} \times \text{項目ごとの換算値} \right)$

価格評価点 = $\left(1 - \frac{\text{入札価格}}{\text{入札書比較価格}} \right) \times \text{価格評価点の満点 (a)}$

- ⑤ ③で求めた各社の評価値が最も高い者を落札者とします。

表 型式別の評価点

総合評価方式の型式	技術評価点の満点	価格評価点の満点 (a)
簡易型	50点	50点
標準型	50点	25点

(2) 型式ごとの換算値について

型式ごとの換算値については、次表によります。 凡例 「◎」：必須項目 「○」：選択項目

評価の 視点	評価項目	評価の細目	配 点	評価点の換算方法 換算値の欄中、上の数字が評価項目ごとの配点合計 下の()内の数字が評価項目ごとの換算値					
				簡易型			標準型		
				対 象 項 目	配 点	換 算 値	対 象 項 目	配 点	換 算 値
(1) 企業評価	企業の 技術的能力	同種業務の実績	2	◎	2	8～10 ↓ (10)	◎	2	8～10 ↓ (7)
		業務成績評定点	6	◎	6		◎	6	
	地域精通度・	県内営業所等の常駐技術者数	1	○	1		○	1	
		災害対応業務の実績	1	○	1		○	1	

(2) 配 置 技 術 者 評 価	管理技術者の 技術的能力	技術者の保有資格	2	◎	2	16～19 ↓ (20)	◎	2	19 ↓ (14)	
		技術者の同種業務の経験	6	◎	6		◎	6		
		技術者の技術者評定点	6	◎	6		◎	6		
		継続学習（CPD）の取組状況	1	◎	1		◎	1		
		手持ち業務の件数	1	◎	1		◎	1		
	照査技術者の 技術的能力	技術者の保有資格	1	○	1		◎	1		
		技術者の同種業務の経験	1	○	1		◎	1		
		技術者の技術者評定点	1	○	1		◎	1		
(3) 実施方針等	業務の目的、条件、内容の理解度		10	◎	10	20 ↓ (20)	◎	10	20 ↓ (14)	
	実施フローの妥当性		5	◎	5		◎	5		
	工程計画の妥当性		5	◎	5		◎	5		
(4) 技術提案	的確性		10	—	—	—	◎	10	20 ↓ (15)	
	実現性		10	—	—		◎	10		
評価点計					(50)			(50)		

Ⅲ 技術提案資料の作成の際の留意事項等について

1 技術提案資料作成の際の留意事項

技術提案資料の作成にあたっては、次表に留意して作成してください。

ただし、特殊な業務等、業務の内容によっては、評価対象の内容を変更する場合がありますので、発注時の設計図書の留意事項に従ってください。

(1) 企業評価

①企業の技術的能力

項 目	留 意 事 項	様式
過去10年間の同種業務の実績の有無	a. 評価対象とする業務実績は、山口県土木建築部、農林水産部及び山口県企業局又は国土交通省中国地方整備局発注の土木関係建設コンサルタント業務で指名通知日の10年前の日が属する年度の4月1日から指名通知日までに引き渡し完了した業務の実績としていので、定められた同種業務の実績について記載すること。 b. 実績の確認のため、テクリスの完了登録の内容確認書の写しを添付すること。なお、様式にテクリス登録番号を記載した場合は、テクリスに係る資料の添付を省略できる。ただし、テクリスでは内容が確実に判断できない場合は、発注機関が発行する発注証明や委託契約書の写しを添付することで替えることができる。 c. 共同企業体で実施した場合の実績については、その代表者及び構成員の別を問わないが、共同企業体の実績は、出資比率20%以上のものを対象とするため、共同企業体協定書の写しを添付すること。ただし、テクリスに登録し、共同企業体の構成員、出資比率が確認できる場合は、テクリスの写しを添付することで替えることができる。 d. 様式の「委託料の額」には、共同企業体の場合は全体の委託料の額を記載すること。 e. 様式の「受注形態」には、単体又は○○・□□JV（出資比率○○%）と記載すること。 f. 様式の「業務概要」には、評価基準に該当する業務であることが確認できるように記載すること。 g. 共同企業体を対象として発注する業務においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者を対象とする。	3
過去3年間の山口県又は国土交通省（中国地方整備局）発注業務における業務成績評定点3件の平均点	a. 平均点は、山口県土木建築部、農林水産部及び山口県企業局又は国土交通省中国地方整備局により発注された土木関係建設コンサルタントのうち、指名通知日の3年前の日が属する年度の4月1日から指名通知日までに引き渡し完了した業務で入札参加者が選択した3件の業務成績評定点により算定する。 b. 評価の対象とする業務は、土木関係建設コンサルタント業務とするが、工事管理等業務及	3

	び積算技術等業務（山口県業務委託成績評定要領第2条第1項（4）に規定された「工事管理等業務」採点表、「積算技術等業務」採点表で評定した業務又は地方整備局委託業務等成績評定要領第2五、六に規定された「工事監督支援業務等」採点表、「積算技術業務等」採点表で評定した業務）は評価の対象としない。 c. 共同企業体で実施した場合の実績については、その代表者及び構成員の別を問わないが、共同企業体の実績は、出資比率 20%以上のものを対象とするため、共同企業体協定書の写しを添付すること。ただし、テクリスに登録し、共同企業体の構成員、出資比率が確認できる場合は、テクリスの写しを添付することで替えることができる。 d. 発注者から交付された業務成績評定点の通知等、評価の対象となる業務の成績評定点が確認できる資料を添付すること。 e. 対象とする期間に業務成績評定点を有しない入札参加者については、業務成績評定点の平均点を 60 点として取り扱う。また、有する業務成績評定点が 3 件に満たない入札参加者については、不足分の業務成績評定点を 60 点として平均点を算定する。 例) 業務成績評定点が 2 件（○点、△点）の場合 $\text{平均点} = (60 + \bigcirc + \triangle) \div 3$ f. 共同企業体を対象として発注する業務においては、特段の指示がない場合、当該共同企業体の代表者を対象とする。	
--	--	--

②地域精進度

項 目	留 意 事 項	様式
県内営業所等に常駐技術者数	a. 県内の営業所等に 10 人以上の技術者（山口県（知事部局又は企業局）が発注する建設工事に係る業務委託（測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務、建築関係建設コンサルタント業務に限る。）において、管理技術者になりうる資格を持つものに限る。）を常駐させている場合に評価する。 b. 資格を有する技術者の人数を評価するものであり、1 人の技術者が複数の資格を有している場合は 1 人と数える。 c. 営業所等は、建設コンサルタント登録規程第 4 条第 1 項第 2 号に規定する営業所（本店又は常時建設コンサルタント業務に関する契約を締結する支店若しくは事務所をいう。）又はその他の支店若しくは事務所とする。 d. 常駐技術者は、当該業務の指名通知日時点で、直接的かつ恒常的な雇用関係（3 ヶ月以上の雇用関係）にあり、常勤している者をいう。 e. 常駐技術者数の確認のため、様式の常駐技術者リストに記載し、各技術者の資格者証等の写しを添付すること。なお、常駐技術者が 10 人を超える場合、様式にはその中から 10 名を記載していればよい。	4
過去10年間の山口県内における災害対応業務の実績の有無	a. 指名通知日の10年前の日が属する年度の4月1日から指名通知日までに引き渡し完了した災害対応業務の実績の有無を評価する。 b. 対象とする災害対応業務は、山口県内を実施場所とする山口県、国土交通省、その他地方公共団体との契約により実施した業務で、災害査定までの間に実施された公共土木施設の災害復旧に係る測量、調査、設計等の業務（緊急性を要する業務に限る）を評価する。なお、災害時の公共土木施設の点検等の初動対応や自主的な災害貢献活動、災害採択後の測量、調査、設計等（一定期間調査・観測を要する地すべり災害等を含む）は評価しない。 c. 実績の確認のため、テクリスの完了登録の内容確認書の写しを添付すること。なお、様式にテクリス登録番号を記載した場合は、テクリスに係る資料の添付を省略できる。ただし、テクリスでは内容が確実に判断できない場合は、発注機関が発行する発注証明や委託契約書の写しを添付することで替えることができる。 d. 提出された資料により、求めた災害対応業務の実績を有していることが確認できる場合に評価するため、災害査定前の緊急性を要する業務であることが確実に判断できる資料（テクリス、発注機関が発行する発注証明、委託契約書の写し等）を添付すること。	4

(2) 配置技術者評価

①配置技術者の技術的能力

項 目	留 意 事 項	様式
管理（照査）技術者の保有資格	a. 評価の対象は、管理技術者及び照査技術者（以下「配置技術者」という。）に求める資格のうち、業務内容に応じた技術部門及び選択科目の登録を受けた技術士又は RCCM とし、その順位は以下のとおりとする。ただし、橋梁やトンネルのメンテナンスに係る業務については、配置技術者がこれらの資格に加えてメンテナンスエキスパート山口（以下「ME 山口」という。）の資格保有者である場合には、一段階上位の評価とする。 ①技術士（業務内容に応じた技術部門（選択科目）） ②技術士（①以外）又は RCCM（業務内容に応じた技術部門） ③その他 b. 配置技術者の候補者は各 1 名とする。 c. 資格証明書など、保有する資格が確認できる資料を添付すること。 d. 提出された資格証明書等により求めた資格を有していることが確認できる場合に評価する。	5-1 5-2
管理（照査）技術者の過去 10 年間の同種業務の経験の有無	a. 評価対象は、山口県土木建築部、農林水産部及び山口県企業局又は国土交通省中国地方整備局発注の土木関係建設コンサルタント業務のうち、指名通知日の 10 年前の日が属する年度の 4 月 1 日から指名通知日までに引き渡し完了した業務の実績とする。なお、管理技術者は管理技術者又は担当技術者のいずれかの立場で従事した業務を対象とし、照査技術者は照査技術者の立場で従事した業務を対象とする。 b. 共同企業体で実施した場合の実績については、その代表者及び構成員の別を問わないが、共同企業体の実績は、出資比率 20%以上のものを対象とするため、共同企業体協定書の写しを添付すること。ただし、テクリスに登録し、共同企業体の構成員、出資比率が確認できる場合は、テクリスの写しを添付することで替えることができる。 c. 実績の確認のため、テクリスの完了登録の内容確認書の写しを添付すること。なお、様式にテクリス登録番号を記載した場合は、テクリスに係る資料の添付を省略できる。ただし、テクリスでは内容が確実に判断できない場合は、発注機関が発行する発注証明や委託契約書の写しを添付することで替えることができる。 d. 同種業務の経験として記載した業務において、当該技術者に途中交代があった場合は、従事期間を示す最終工程表等を添付すること。特段の指示がない場合は、提出された資料により、同種業務の経験として記載した業務の委託期間のうち同種業務の履行期間の全期間（同種業務の着手から成果の作成まで）に従事したことが確認できる場合に評価の対象とする。 e. 提出された資料により、求めた同種業務の経験を有していることが確認できる場合に評価する。	5-1 5-2
過去 3 年間の山口県又は国土交通省（中国地方整備局）発注業務における技術者成績評定点 2 件の平均点	a. 平均点は、山口県土木建築部、農林水産部及び山口県企業局又は国土交通省中国地方整備局により発注された土木関係建設コンサルタントのうち、指名通知日の 3 年前の日が属する年度の 4 月 1 日から指名通知日までに引き渡し完了した業務で入札参加者が選択した 2 件の技術者成績評定点により算定する。なお、管理技術者は管理技術者又は担当技術者のいずれかの立場で従事した業務を対象とし、照査技術者は照査技術者の立場で従事した業務を対象とする。ただし、当該技術者が委託期間の全期間従事していない業務（途中交代があった業務）は評価の対象としない。 b. 評価の対象とする業務は、土木関係建設コンサルタント業務とするが、工事管理等業務及び積算技術等業務（山口県業務委託成績評定要領第 2 条第 1 項（4）に規定された「工事管理等業務」採点表、「積算技術等業務」採点表で評定した業務又は地方整備局委託業務等成績評定要領第 2 五、六に規定された「工事監督支援業務等」採点表、「積算技術業務等」採点表で評定した業務）は評価の対象としない。 c. 共同企業体で実施した場合の実績については、その代表者及び構成員の別を問わないが、共同企業体の実績は、出資比率 20%以上のものを対象とするため、共同企業体協定書の写しを添付すること。ただし、テクリスに登録し、共同企業体の構成員、出資比率が確認できる	5-1 5-2

	場合は、テクリスの写しを添付することで替えることができる。 d. 発注者から交付された業務成績評定点の通知等、評価の対象となる技術者成績評定点が確認できる資料を添付すること。 e. 対象とする期間に技術者成績評定点を有しない技術者については、技術者成績評定点の平均点を 60 点として取り扱う。また、有する技術者成績評定点が 1 件の場合は、2 件目の技術者成績評定点を 60 点として平均点を算定する。 例) 技術者成績評定点が 1 件 (○点) の場合 $\text{平均点} = (60 + \bigcirc) \div 2$	
手持ち業務の件数	a. <u>委託期間を通じて</u>、管理技術者の手持ち業務の件数を 5 件以下 (当該業務を含む) とする場合に評価する。なお、手持ち業務の件数は、管理技術者又は担当技術者となっている委託料の額が 300 万円以上の業務件数とする。 b. 契約後に受注者から提出される配置技術者の選任通知により、手持ち業務件数が 5 件以下となっていることを確認する。また、検査時には委託期間中の手持ち業務の実績が分かる資料の提示を求め履行状況を確認する。そのため、技術提案資料には添付資料等の提出の必要はない。	提出 不要
継続学習 (C P D) の 取組状況	a. 当該年度の 4 月 1 日から指名通知日までの間の任意の日より前の各認証団体が設定する期間の配置技術者に係る継続学習 (C P D) に対する取組状況を対象とする。 b. 提出された証明書により、各認証団体推奨単位以上 (例、公益社団法人日本技術士会の場合、1 年間 50 単位, 3 年間 150 単位のいずれでも可) を取得していることが確認できる場合に評価する。	6

(3) 実施方針等

項 目	留 意 事 項	様式
共通事項	a. 発注者が設計図書 (共通仕様書、特記仕様書等を含む) で示す業務目的や設計条件、業務内容等に基づき、適切で確実な履行が行われることを示す当該業務の特徴等を踏まえた提案とすること。なお、発注者が設計図書で示す業務の仕様を超える提案があった場合、その提案は認めるが、それをもって優位な評価は行わない。 b. 提出資料は A 4 版 1 枚とし、業務の実施方針、実施フロー、工程計画を記載すること。 c. 記載された取組方法について、その根拠として、客観的に説明するための資料の提出は認めるが、評価の際は補足資料としてのみに使用する。また、根拠となる個所が不明確な場合は補足資料として取り扱わないため、箇所を明確にすること。提出資料は A 4 版 1 枚とし、業務の実施方針、実施フロー、工程計画を記載すること。 d. 本文中に提出者 (共同企業体の構成員を含む) 及び協力を求める学識経験者等を特定することができる内容の記述 (具体的な社名・個人名等) を記載しないこと。 e. 原則として提出された資料により評価する。	7

(4) 技術提案

項 目	留 意 事 項	様式
共通事項	a. 提出資料は、設定したテーマに対する取組方法について具体的に記載された資料 A 4 版 1 枚とする。なお、記載にあたり、概念図、出典の明示できる図表、既往成果、現地写真を用いて良いが、当該業務のために作成した C G や詳細図面等は認めない。 b. 本文中に提出者 (共同企業体の構成員を含む) 及び協力を求める学識経験者等を特定することができる内容の記述 (具体的な社名・個人名等) を記載しないこと。ただし類似実績を明示する場合を除く。 c. 原則として提出された資料により評価する。	8

的確性	a. 技術提案のポイントになる事項についての記述において、「必要に応じて・・・」「状況に応じ・・・」などの曖昧な表現などの曖昧な表現は避けること。 b. 記載された評価テーマに対する取組方法について、その根拠として、客観的に説明するための資料の提出は認めるが、評価の際は補足資料としてのみに使用する。また、根拠となる個所が不明確な場合は補足資料として取り扱わないため、箇所を明確にすること。	8
実現性	a. 類似実績については、当該業務に係る請負契約書の写し及び当該業務の受注形態、業務概要が確認できる資料又は「業務実績情報システム（TECRIS）」の完了登録業務カルテの受領書及び業務カルテの写し若しくは完了登録の登録内容確認書の写しにより確認するため、確認できる資料を添付すること。 b. 記載された類似実績について、その根拠として、客観的に説明するための資料の提出は認めるが、評価の際は補足資料としてのみに使用する。また、根拠となる個所が不明確な場合は補足資料として取り扱わないため、箇所を明確にすること。	

2 技術提案資料の提出方法について

提出にあたっては、提出表紙を第1ページとした通し番号及び全ページ数を、全ての提出資料に付してください。

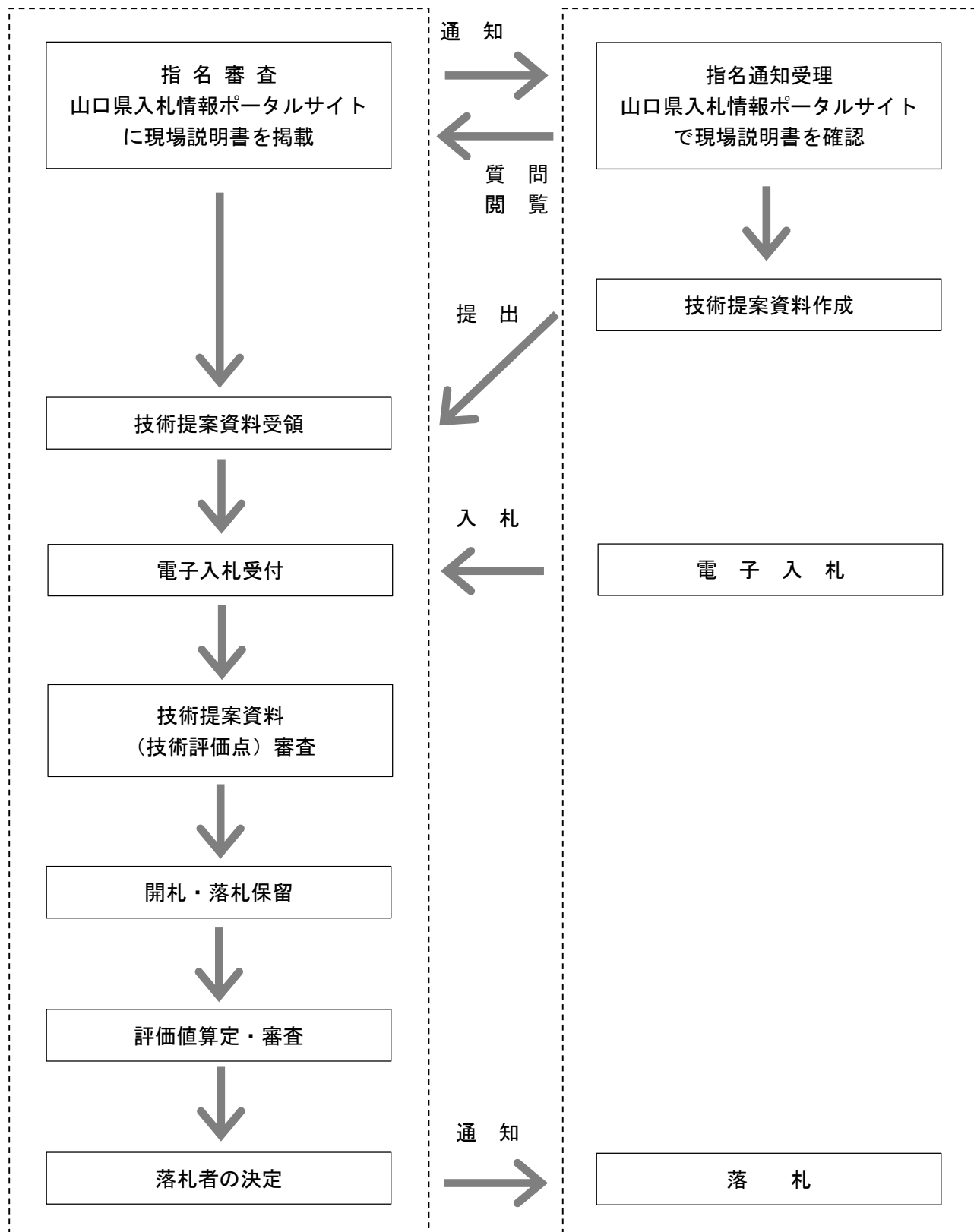
(例 1／〇〇 ～ 〇〇／〇〇 等)

(参考)

業務委託の総合評価方式の指名通知から落札者決定までのながれ

発注者

入札参加者



(参考)

業務委託の総合評価方式の手続きフロー（標準型の場合）

